平成２２年（フ）第８４１５号
埼玉県川口市飯塚４丁目４―31―301
破産者　魚澤　朋広
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４３１号
東京都世田谷区上馬１丁目22―３―201
破産者　門西　明音
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４４８号
東京都足立区竹の塚３丁目15番１号
破産者　有限会社ハマノ
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４４９号
東京都足立区竹の塚３丁目11―35―305
破産者　鈴木與四一
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５８９号
東京都渋谷区神宮前４丁目19番３号
破産者　クリエイト・エッセ有限会社
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８５９０号
千葉県柏市逆井1350―24　小峰方
破産者　直江富美子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６２４号
神奈川県横浜市中区根岸町２丁目50番地３
破産者　株式会社エムホーム
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６２５号
神奈川県横浜市磯子区洋光台１丁目14―６―201
破産者　森崎　　護
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６６６号
東京都墨田区亀沢１丁目23番８号　竹内ビル１Ｆ
破産者　株式会社ベルナール
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６６７号
東京都墨田区墨田１丁目４―５―609
破産者　田中進こと　李　　鐘鳴
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６７６号
東京都東村山市萩山町２丁目23番地79
破産者　有限会社ハイパーテック
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６７７号
埼玉県大里郡寄居町大字赤浜1903
破産者　宇山　栄二
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７０２号
東京都江戸川区江戸川３丁目32、開始決定時の住所東京都江東区深川２丁目６－２―401
破産者　田中　直人
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２７９号
東京都葛飾区西亀有２丁目27―１―207
破産者　田村　誠治
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９４２３号
神奈川県横浜市港北区鳥山町635―103
破産者　加藤　幹夫
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５６２号
東京都葛飾区奥戸２丁目36―７―102
破産者　池田　詳三
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９５６３号
東京都葛飾区奥戸２丁目36―７―102
破産者　池田　静枝
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６０５号
埼玉県草加市青柳６丁目34―15　3123プアラニ205、開始決定時の住所東京都江戸川区北小岩４丁目37―19―103
破産者　永野　雅里
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６４４号
東京都墨田区墨田１丁目４－５―609
破産者　金澤蓉子こと　金　　蓉子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９６６７号
東京都世田谷区東玉川１丁目２―13―301
破産者　駒井　一昭
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９１２号
神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町180―４　瀬戸コーポＢ―202
破産者　佐々木　誠
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９９０号
東京都目黒区鷹番１丁目５－５―204
破産者　森元眞由美
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部